平成25年度 第1回 横浜市公共事業評価委員会

日 時:平成25年10月22日(火) 13:30~16:45

場 所:松村ビル別館 502会議室

一 次 第 一

- I 開会
 - 1 委員長あいさつ

Ⅱ 議事

- 1 平成25年度横浜市公共事業評価委員会について
 - (1) 審議の進め方・対象予定案件について
 - (2) 「都市再生整備計画事業評価部会」の設置及び部会委員の選任について
- 2 審議
 - (1) [再評価] 公園整備事業の審議及び重点審議案件の抽出 [環境創造局] <休 憩>
 - (2) [再評価] 道路事業の審議及び重点審議案件の抽出「道路局]
- 3 報告
 - (1) 意見具申に対する対応状況一覧
 - (2) 意見具申に対する対応状況 道路事業の一括報告「道路局]
- 4 その他

Ⅲ 閉会

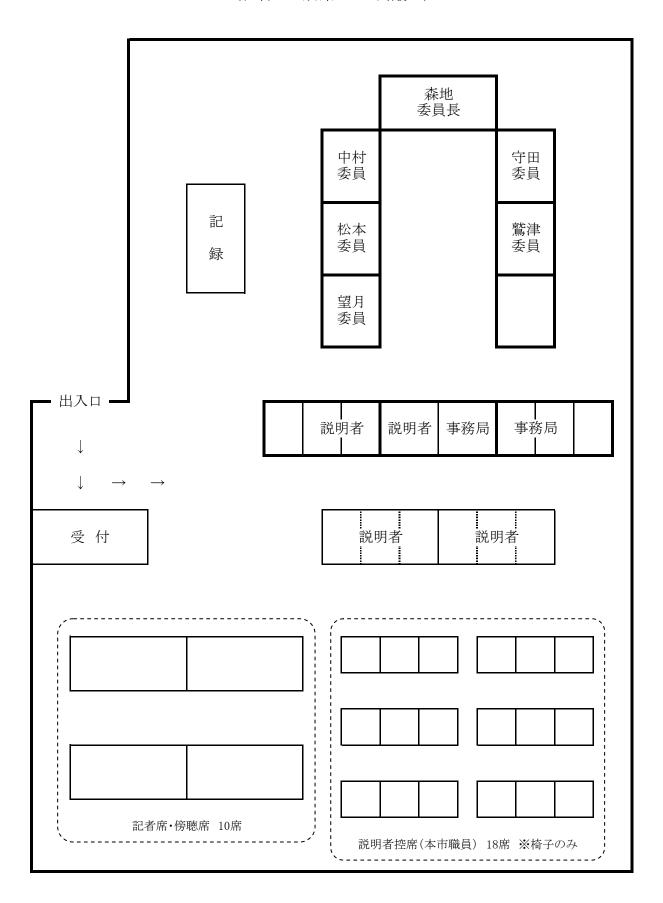
□添付資料

- 資料
 - 横浜市公共事業評価委員会 委員名簿 ……1 p横浜市公共事業評価実施要綱 ……3 p

.....9 p

- · 横浜市公共事業評価委員会運営要綱
- ・資料① 審議の進め方・対象予定案件について
- ・資料② 横浜市公共事業評価委員会 部会について
- ・資料③【審議】〔再評価〕公園整備事業「環境創造局〕
- · 資料④【審議】〔再評価〕道路事業(幹線道路)〔道路局〕 道路事業(地域道路)「道路局〕
- ・資料⑤【報告】意見具申の対応状況

平成25年度 第1回 横浜市公共事業評価委員会 (松村ビル別館 502会議室)



平成25年度横浜市公共事業評価委員会 委員名簿

(敬称略•50音順)

	(4)(1)(4)
委員名	現職名
(かねこ ただかず)	東京農業大学
金子 忠一	地域環境科学部 造園科学科 教授
(ちゃん いんしん)	横浜市立大学
張 櫻馨	国際総合科学部 経営科学系 准教授
(なかむら ふみひこ)	横浜国立大学 大学院
中村 文彦	都市イノベーション研究院 教授
(まつもと のぶこ)	大妻女子大学
松本 暢子	社会情報学部 教授
(むろた まさこ)	東京都市大学
室田 昌子	環境学部 環境創生学科 教授
(もちづき まさみつ)	関東学院大学
望月 正光	経済学部 教授
(もりた まさる)	芝浦工業大学
守田 優	工学部 土木工学科 教授
(もりち しげる)	政策研究大学院大学
◎ 森地 茂	政策研究センター所長、特別教授
(わしづ あゆ)	早稲田大学
鷲津 明由	社会科学総合学術院 教授

(平成26年3月31日まで)

◎…平成25年度横浜市公共事業評価委員会 委員長

横浜市公共事業評価実施要綱

制 定 平成17年 3月28日 総公第 203号 (局長決裁) 最近改正 平成24年 6月 1日 財公第 83号 (局長決裁)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、市が実施する公共事業に関し、事業着手前から完了後までの 各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表することにより、 公共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 公共事業 市が実施する施設整備事業(以下「事業」という。)をいう。
 - (2) **事前評価** 新たに事業費を予算化しようとする事業について、事業の必要性 や効果等の視点から事業実施の妥当性を判断する手続であり、次章の規定に従い定められたものをいう。
 - (3) 再評価 事業採択後一定の期間が経過した後も未着工である事業、事業採択 後長期間が経過した時点で継続中の事業等について、事業継続の是非を判断するとともに、必要に応じてその見直しを行う手続であり、第3章の規定に従い 定められたものをいう。
 - (4) **事後評価** 事業完了後一定の期間を経過した事業等について、事業完了後の 事業効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討 するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手 法の見直し等に反映させることを目的として実施する手続であり、第4章の規 定に従い定められたものをいう。

(公共事業評価委員会)

第3条 市は、事前評価、再評価及び事後評価の実施に当たり、横浜市附属機関設置条例(平成23年12月横浜市条例第49号)に基づき設置する、学識経験者で構成する横浜市公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)から意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

第2章 事前評価

(事前評価を実施する事業)

- 第4条 事前評価を実施する事業は、原則として総事業費が20億円以上の事業のうち、単純な更新を目的とした維持修繕事業、災害復旧事業等を除いた事業とする。
- 2 事前評価を実施する事業のうち、次の事業については、事前評価の対象事業から除くことができる。
 - (1)計画策定段階において事前評価と同様の手続を実施している事業
 - (2) 国等の事業と一体となって効果を発揮する事業で、市の事業単位での評価が困難な事業
 - (3) その他、事前評価の実施が困難な事業

(事前評価を実施する時期)

第5条 事前評価を実施する時期は、原則として事業のおおむねの計画が定まった後で、かつ、事業実施に向けた予算を計上する前までとする。

(事前評価調書(案)の策定と市民意見の聴取)

第6条 事前評価の実施にあたり、市は、事業の必要性、効果及び環境への配慮等の視点から、事前評価調書(案)を策定し、市民に公表し、意見を求めるものとする。

(市民意見に対する見解と確定した事前評価調書の公表)

第7条 市は、前条の規定に基づき求めた市民からの意見(以下「市民意見」という。)に対し、見解を策定するとともに、事前評価調書を確定する。

(委員会による審議と意見具申に対する対応)

- 第8条 市は、事前評価を実施する事業については、前条に基づく確定の前に、委員会に意見を求めるものとする。
- 2 市は、委員会から意見の具申があったときは、「意見具申に対する対応」を策定する。

(事前評価の結果の公表)

第9条 市は、「事前評価の結果」を公表する。

第3章 再評価

(再評価を実施する事業)

- 第10条 再評価を実施する事業は、原則として公共事業のうち、単純な更新を目的 とした維持修繕事業、災害復旧事業等を除いた事業とする。
- 2 再評価を実施する事業のうち、次の事業については、再評価の対象事業から除 くことができる。
 - (1) 補助事業においては当該年度内に完了する見込みである事業、補助事業以外の事業においては一定以上の事業進ちょくが図られている事業又は当該年度の翌年度末までに完了する見込みである事業
 - (2) 事業目的等の変更を伴う再構築中の事業
 - (3) 他の自治体等と共同して実施する事業において、市が単独で評価することが 困難な事業

(再評価を実施する時期)

- 第11条 再評価を実施する時期は、原則として次の時期とする。(ただし、補助事業 においては、国土交通省等(以下「国」という。)に要領等による。)
 - (1) 事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業
 - (2) 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業 (ただし、下水道事業においては10年間)
 - (3) 再評価実施後5年間が経過している事業 (ただし、下水道事業においては10年間)
 - (4) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により、再評価の実施が必要と市長が判断した事業

(再評価の実施)

- 第12条 市は、再評価の実施に当たり、事業の継続か中止かの判断を示した対応方針(以下「対応方針」という。)の案等を記載した再評価調書を策定し、委員会に意見を求めるものとする。
- 2 本要綱に定めるもののほか、原則として国が定める再評価実施要領等に基づいて再評価を実施する。

(委員会の意見具申に対する対応)

第13条 市は、委員会から意見の具申があったときは、「意見具申に対する対応」を 策定する。

(対応方針の確定)

第14条 市は、委員会の審議結果を踏まえ、「対応方針」を確定する。

(再評価の結果の公表)

第15条 市は、再評価の結果を公表する。

第4章 事後評価

(事後評価を実施する事業)

第16条 事後評価を実施する事業は、原則として、事業完了後一定期間が経過し、 かつ、事前評価を実施した事業及び国が定める事後評価実施要領等に掲げられて いる補助事業のうち国から事後評価の実施が求められているものとする。ただし、 事業完了後に事後評価と同様の手続を実施している事業は除くことができる。

(事後評価を実施する時期)

- 第17条 事後評価を実施する時期は、原則として事業完了後5年以内とする。ただし、関連する事業の進ちょく状況等から事業効果の確認が困難な場合は最大5年の範囲で延長することができるものとする。
- 2 本要綱に定めるもののほか、原則として国が定める事後評価実施要領等に基づいて事後評価を実施する。

(事後評価の実施)

第18条 市は、事後評価の実施に当たり、当該事業完了後の事業効果等を記載した事後評価調書を策定し、委員会に意見を求めるものとする。

(委員会の意見具申に対する対応)

第19条 市は、委員会から意見の具申があったときは、「意見具申に対する対応」を 策定する。

(事後評価の結果の公表)

第20条 市は、事後評価の結果を公表する。

第5章 その他

(事務取扱要領)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(横浜市事業再評価実施要綱の廃止)

2 横浜市事業再評価実施要綱(平成10年12月16日施行)は、廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定については、平成23年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度に第10条に該当する事業で第11条に規定する期間を超過している事業については、再評価時期を平成26年度末までとし、完了した事業は再評価の対象外とする。

横浜市公共事業評価委員会運営要綱

制 定 平成24年 3月30日 財公第 598号 (局長決裁) 最近改正 平成25年 5月31日 財公第 70号 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例(平成23年12月横浜市条例第49号) 第4条の規定に基づき、横浜市公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)の 組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担任事務)

- 第2条 横浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務の 細目については、次に掲げるものとする。
 - (1) 横浜市公共事業評価実施要綱に基づき事前評価を実施する事業に関し、市が作成した事前評価調書(案)等について審議を行い、意見がある場合には、市長に対してその具申を行う。
 - (2) 横浜市公共事業評価実施要綱に基づき再評価を実施する事業に関し、市が作成した対応方針案について審議を行い、対応方針案に対し意見がある場合には、市長に対してその具申を行う。
 - (3) 横浜市公共事業評価実施要綱に基づき事後評価を実施する事業に関し、市が作成した事業別事後評価資料について審議を行い、事業別事後評価資料に対し意見がある場合には、市長に対してその具申を行う。
 - (4) 横浜市公共事業評価実施要綱により評価した事業について、具申した意見に対する市の対応状況について報告を受ける。
 - (5) 国の定める各種交付金の要綱等に基づき学識経験者等の第三者の意見を求め 評価しなければならない計画書等に関し、市が作成した目標の実現状況等の評 価結果について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合 は、意見の具申を行う。

(委員)

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ、委員長の 指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていない ときは、委員会の招集は市長が行う。
- 2 委員長は、委員会の会議の議長とする。
- 3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(部会)

- 第6条 委員会は、専門的見地からの調査審議、事前評価を実施した事業の事後評価及び第2条第5号に定める事務を行うため、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替える ものとする。

(会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、委員会の会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長又は部会長は、委員会又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財政局公共施設・事業調整課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長 が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 (横浜市公共事業評価審査委員会設置要綱の廃止)
- 2 横浜市事業再評価審査委員会設置要綱(平成17年3月28日施行)は、廃止する。 (横浜市都市再生整備計画事業評価委員会設置要綱の廃止)
- 3 横浜市都市再生整備計画事業評価委員会設置要綱(平成23年3月31日施行)は、 廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。